

現代經濟の制度的機構

宮 沢 健 一 著

岩 波 書 店

現代経済の制度的機構

1978年12月8日 第1刷発行 ©

¥ 2400

著 者 みや宮 ざわ沢 けん健 いち一

発 行 者 緑 川 亨

〒101 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5

発 行 所 巖 波 書 店

電話 03-265-4111

振替 東京 6-26240

印刷・三秀舎 製本・青木製本

落丁本・乱丁本はお取替いたします

まえがき

経済社会において人間は、個人的あるいは集团的にみずからの意識と目的にしたがって行動を決定し社会の秩序を形づくるが、その個人行動も、もとより制度の指定する場と条件の拘束のもとにある。人間が生存のために相互に依存しあいながら共同社会を構成しているとすれば、そうした制度的ルールを選択可能な対象とみなし、人間相互が行動する環境の場を、設計し整え直す視角を与える経済分析の眼が必要とされる。本書の意図もここにある。

伝統的経済理論が経済社会の直面した新たな局面に適用不能であるとの批判が近年高まり、新しい理論構築の必要が説かれるようになったが、その批判の一源泉は、伝統理論が経済事象を一つの独立した孤立系とみなし、他の社会事象から切り離して分析体系を構成してきたところに、求めうらと思われる。とはいえ、先学たちが長い年月をかけて蓄積し洗練してきた分析体系が、社会経済の生産と交換と消費の世界を解明するうえで基本的な洞察を用意しているとすれば、必要とされることは、慣行的分析のフレームワークの修正と改変であって、その全般的な否認ではないであろう。少なくとも伝統的理論に比肩できる分析体系が形成されるまでは、採りうる理論手法の選択範囲に対して、謙虚でもある必要がある。

本書の中心思想は、所有権を含む制度の枠組みと権利の再分配が、人間と物との関係というよりは、物そのものの存在と利用にかかわって、人と人との間に、特定の賞罰・行動関係の構造を設定するとの基本認識にある。異なる権利と違った制度の体系は、異なった誘因・動機づけの体系を付与し、意思決定主体に開かれている選択の範囲を、社会経済の場で指定するのである。消費者、生産者、その他の行動単位が、それぞれの動機にしたがってとる行動は、一面、制度上の制約・条件に対する反応とも解しうるのであって、われわれのまえに示されるのは、それらの反応が描き出す市場と組織と社会と制度との相互作用である。

近年、注目の度を高めてきた経済学上の諸論点、すなわち、外部性、不確実性、情報、取引費用、内部組織、消費者責任、生産者責任、といった諸概念は、これを、権利の設定とインセンティブ、制度的環境と経済行動をめぐる、相互関連の枠の中に置き直してみることが、理解を深めるゆえんと思われる。伝統的に経済学上の判断基準となってきた配分の効率と分配の公平、あるいは法制的正義を含む公正など、これら諸基準間のコンフリクトは、そうした相互関連の制度的枠組みの中で、対置され再検討されることを要求している。制度と環境を与件として経済世界の外部にくくり出してしまうのではなくて、制度の与える効果、および制度に対する反作用を、経済内にとらえるのである。

このような意図のもとに、本書は三つの篇のもとに八章から構成される。

第1篇「法と経済の中の“人”」は、近代経済社会の運行がその制度的支えの基本支柱としてきた近代市民法と近代市場機構について、両者の対応関係を展望し、社会の進展につれて、この対応が生み落とした社会的軋轢の成立要因を点検する。焦点を、私的所有権と外部性、司法制度と経済的決定の関係にあわせ、主体的行動における「制度的誘因体系」との関連で軋轢の意味をさぐる。第2篇「経済主体と行動環境」は、そうした法と経済のゲームのルールの中におかれた基本的経済単位、消費者と生産者の行動を、これを条件づけている制度的環境の場において究明する。その主題は、「私権の分配」のパターンが生む主体的行動に対する方向づけと制約の態様であり、扱われる局面は、市場社会を舞台とする消費者選択と消費者主権論、企業の内部組織と社会的効率論である。併せて、これを取りまく政府・行政システムの行動様式に論及を試みる。第3篇「現代社会と経済制度」では、現代経済社会運行の変化の動向に着目し、これを、制度のアレンジメントと経済システムの相互作用の観点から吟味する。問われる主題は、経済全般にわたる基本動向として逸しえない、産業社会の中でのサービス情報化、福祉公共経済化、現代インフレーションの定着化であるが、ここでの共通論点は、これら動向が現代に要求している「社会的選択」の性格である。

以上の構成が覆いうる領域はもとより限られており、制度の経済分析として

要請される多くの側面を射程の外におき、取りあげた範囲内での解明も不十分なことはよく承知している。とくに公共選択の分析領域には論及はしたものの正面からの扱いはなされていない。とはいえ、従来の経済学標準書で体系的に扱われてこなかった局面に、現代経済社会の理解にとって不可欠な基本論点のあることを本書が示し、伝統理論とのかかわりでこの側面に読者を誘い入れることができるのではないかと期待している。そうしたスタイルの一書として、問題の展開にも、経済学の講義・演習にも利用され、また社会人の方々にも読んでいただければ、これに過ぐる幸いはない。広く、関心をもたれる方々からの批判をあおぎたい。

本書はこれまで数年間にわたって思索し発表した諸論文をその素材として利用したが、これら素材は原型をとどめぬまでに、新稿とともに再構成された。旧稿発表の場を提供された、一橋論叢、ESP、季刊現代経済、経済評論、月刊国民生活、貯蓄時報、東洋経済・近経シリーズ、日本経済新聞などの各編集者と関係出版元の御好意に謝し、また研究会その他の機会に御批判をたまわった各位には、深く御礼を申し上げたい。岩波書店編集部の方々には、本書の成立から出来上るまで多くの面でお世話になり、かつ温かい激励をうけた。あつく感謝の意を表したい。

1978年9月

著 者

目 次

まえがき

第Ⅰ篇 法と経済の中の「人」

第Ⅰ章 近代市民法と現代経済機構

1 市民法ルールと市場社会	2
〔1〕 伝統的経済学と制度	2
〔2〕 市場機構と近代市民法思想	5
〔3〕 市民法原則と経済自律性原則との修正	7
〔4〕 制度と経済の相互作用モデル	10
2 法制設計の経済効果	12
〔1〕 公法・私法の峻別思想と経済行動	12
〔2〕 民事責任・刑事責任の峻別と経済行動	16
〔3〕 法制システムと経済的解決	19

第Ⅱ章 所有権と司法制度の経済機能

1 私的所有権の経済的機能	22
〔1〕 契約の自由と所有権の帰属	22
〔2〕 外部効果と近代的所有権	25
〔3〕 交換・交渉コストと監視・統御コスト	27
〔4〕 所有権制度の不完全性の要因	29
〔5〕 組織と私的所有権の修正	32
〔6〕 公的所有制との境界	35
2 罪と罰の経済分析	39
〔1〕 市民的権利侵害への社会的対応	39
〔2〕 司法コストと社会的損失関数	43
〔3〕 社会的最適制度の諸要件	46

〔4〕 帰結の一般化と分析の方向	51
------------------------	----

第2篇 経済主体と行動環境

第Ⅲ章 消費者主権の論理と現実

1 消費者主権の価値前提と社会権	56
〔1〕 古くて新しい問題	56
〔2〕 対極的な二つの理念型モデル	59
〔3〕 実証命題と規範命題のギャップ	61
〔4〕 消費者主権の経済機構上の回路	63
〔5〕 時間選好と消費者主権	69
2 消費者選択の修正理論の一適用	71
〔1〕 選好の形成・顕示と選択の他律化	71
〔2〕 商品選択の可能領域の限定	76
〔3〕 商品の真の属性識別の歪み	79
〔4〕 効用関数への外部効果の介入	81
〔5〕 要約と論点展望	83

第Ⅳ章 私権の分配と市場および環境

1 市場機構と私権の分配	86
〔1〕 産業組織と企業および消費者	86
〔2〕 危険・欠陥の予知・伝達と市場	89
〔3〕 危険負担・損失補償と現代法制	95
〔4〕 製造物責任と経済的インセンティヴ	97
〔5〕 選択範囲決定と技術・情報・流通	101
〔6〕 対抗力形成と独占禁止法制	103
2 価格形成と社会的コストの転嫁	105
〔1〕 法現象の経済効果の主要局面	105
〔2〕 生産者危険負担の内部化と分散化	108
〔3〕 価格転嫁と負担の主体間分担	111
〔4〕 価格形成と生産への選択の反映	114

〔5〕 現代社会と競争維持政策	116
3 環境回復と社会経済機構	119
〔1〕 環境利用の非対称性拡大の背景	119
〔2〕 生活環境と選好パターン	122
〔3〕 市場的・準市場的・非市場的解決	125
〔4〕 市場機構の補正と制度設計	131
第V章 企業・組織および価格機構	
1 組織と市場機構	134
〔1〕 「市場の失敗」と組織の型	134
〔2〕 市場交換の企業による内部組織化	137
〔3〕 取引コストと情報伝達	139
〔4〕 資源配分における市場対組織	141
〔5〕 不確実性の局面識別	143
2 企業組織の物的・制度的・機能的基礎	149
〔1〕 組織の調整機能と情報・契約	149
〔2〕 組織の物質的基礎と制度特性	153
〔3〕 組織の責任構造と株式市場機能	155
3 組織の失敗と組織の境界	159
〔1〕 権威と統制力	159
〔2〕 組織の効率および所有と経営	161
〔3〕 組織間の境界と行政システム	165
〔4〕 企業組織間の境界と効率評価	169
〔5〕 雇用契約と労働者経営参加	172
 第 3 篇 現代社会と経済制度	
第VI章 産業社会とサービス情報経済	
1 産業社会の中のサービス・エコノミー	180
〔1〕 現代産業社会の位相	180
〔2〕 いわゆるサービス経済の到来	182

〔3〕 サービス部門拡大諸説の統合	185
〔4〕 サービス情報化社会の内包	189
〔5〕 産業組織と管理社会化	192
2 サービス情報化社会の経済と制度	195
〔1〕 サービスの財としての特性と効果	195
〔2〕 価格機構とサービス・情報	202
〔3〕 物価とサービス経済化	207
〔4〕 公共サービスの供給機構	209
〔5〕 ノン・プロフィット・インスティテューション	213

第Ⅶ章 福祉経済社会の効率と公正

1 市場経済社会と価値選好	218
〔1〕 価値基準の再考	218
〔2〕 福祉の指標と経済の制度	221
〔3〕 自由の優先と平等への選好	227
〔4〕 経済成長と保障と効率	232
〔5〕 社会的選択と合意のルール	237
2 インフレーションと福祉	244
〔1〕 福祉とインフレの二面性	244
〔2〕 インフレの福祉阻害効果	246
〔3〕 福祉社会化とインフレ圧力	250

第Ⅷ章 現代インフレーションの制度的条件

1 新インフレーション理論の背景	254
〔1〕 現代インフレーションの特性	254
〔2〕 所得政策の登場と後退	257
2 現代インフレ要因の制度分析	260
〔1〕 マクロ要因と通貨制度	260
〔2〕 ミクロ要因と大企業体制	264
〔3〕 社会的要因と物価圧力	268
〔4〕 構造要因と生産性・需要構成	271

〔5〕 現代インフレへのミクロ的対応	274
〔6〕 現代インフレへのマクロ的対応	280
事 項 索 引	285
人 名 索 引	293

第**1**篇 法と経済の中の「人」

第Ⅰ章 近代市民法と現代経済機構

1 市民法ルールと市場社会

〔1〕伝統的経済学と制度

伝統的な経済学の主流的分析にとって、法律制度は、他の環境的制度条件とともに、長い間「与件」として扱われ、この方法的基礎のうえに、経済分析の論理構造が構築されてきた。制度的諸条件を「与件」として外化し、分析対象の外部へくり出すこの方法的立場は、経済の論理を純粋化・精緻化させることを可能にし、精密科学としての経済学の発展に、大きく貢献する基盤を提供してきたのである。一面、絶えず繰返されてきたこの方法的立場に対する批判と制約の指摘が含む有意性にもかかわらず、他面、これら諸批判を超えた成果を、伝統的経済学は挙げてきた事実、まず注目しなければならない。

それと同時に主流経済学は、制度を与件とする孤立系世界の中で、経済行動の合理性および最適化・最大化の側面に究明を集中させた反面、制度的条件そのものの、および制度が与える効果の経済内的な分析を重視してこなかった。このことが、経済分析による発言を、一面的なものに限定する結果を伴ってきたのも事実である。とりわけ現代の経済社会の新たな諸問題の群生とともに、こうした限界への批判が一挙に噴出した観を呈している、というのが今日の問題状況の一面であるとみることもできよう。

ここで、新しい立場、新しい見方からのアプローチが、提起され模索されるのは自然の勢いである。しかし併せて、従来の経済学の流れのなかにも、たとえばシカゴ学派による制度的条件の価格理論的分析、ないしは人間社会の広範な行動の選択理論的アプローチにみるように、制度的諸条件の、「経済外的」でなく「経済内的」な分析の成果を、経済学は持っていることも忘れてはなるま

い¹⁾。

以上指摘した諸点を背景として、経済社会のゲームのルールを与える制度的条件のうち、基本条件の一つたる法律制度、なかんずく近代市民法の体系に分析を焦点づけ、それと経済機構との、現代社会におけるかかわり方の位相に、改めて一つの吟味を加えようというのが、本篇の主題である。こうした主題設定の論拠は次にある。ごく一般的にいて、近代市民社会が市民に約束してきたはずの二つの理念、自由と平等への制度上の基本的骨格は、法制的には、人間の法の前での自由・平等と私的所有権制度であり、また、経済的には、自由な個人の責任のもとでの市場経済制度であったからである。この二つを基本的支柱とし、かつ、これをたてまえとして、近代の法と経済の社会運行のゲームのルールは敷かれてきたのであり、そして現代の諸問題の多くの側面も、このゲームのルールの作動の良否にかかわって生じているからである。

本篇での展開に先だって、あらかじめ二点に留意しておきたい。

その一。以下で扱う諸論点は、上記の主題設定を受けて、一定の選別がなされなければならない。ここでは、法と経済についてなされてきた古典的タイプの争点、すなわち「法律は上部構造として、下部構造としての経済によって基本的に規定される」という命題をめぐる、賛否の論点等には立入らない²⁾。むしろ以下では主題を限定し、法制度の経済効果のもつ意味と両者の相互作用に主たる注意を集中し、その経済機構における「機能的」意義を検討してみたい。その際でも、これを、特定の法律や制度の運用について個別具体的にその利害

1) 意識してこの点を念頭において書かれた経済理論の異色のテキストとしてはベッカー G. S. Becker, *Economic Theory*, New York, Alfred Knopf, 1971(宮沢健一・清水啓典訳『経済理論——人間行動へのシカゴ・アプローチ』東洋経済新報社, 1976年), 直接に法現象のための経済分析を意図したテキストとしてはポズナー R. A. Posner, *Economic Analysis of Law*, Boston, Little Brown, 1973, が、それぞれ代表的である。また、人間行為の社会的・日常的・政治的行動への経済分析の「帝国主義」的な進出を示すまとまった著作としては、G. S. Becker, *The Economic Approach to Human Behavior*, Chicago & London, University of Chicago Press, 1976。

2) この側面を含め、わが国の法学者による法と経済の関係をめぐる方法論的な文献を集録したリーディングスに、渡辺洋三編『法と経済』法学文献選集, 第7巻, 学陽書房, 1972年, がある。これらの主としてマルクス主義的立場からの分析を, 前出注1)のポズナー流のそれと対照させてみるのは興味がある。

得失の経済効果を尋ねる³⁾のではなくて、近代市民法の体系一般という側面から、経済学の立場における論点を摘出することに主眼をおいてみよう⁴⁾。

その二、およそ「制度」とは何かについて、前もって概括的な規定を与えておくことは有益であろう。制度の定義にはさまざまな方式がありうるが、その一つとして、代表的な T. パーソンズ=N. スメルサーのそれを挙げよう。彼らによれば制度とは、単位と単位との相互行為によって、役割期待および動機づけの組織化が規定されることにより、社会体系の共通文化の価値パターンが単位の具体的な行為のなかで統合される仕方、である⁵⁾。このように定義された制度は、社会システムの動きに課せられた与件的な枠づけとともに、主体の行動にかかわる価値規範がその中に投影されて示されている意味で、有益な視角を与える。しかし同時に強調しておきたいのは、その機能面とのかかわりである。人間活動にとって不可欠の財・サービス・情報の流れとストックおよび技術の利用に関しての、意思決定における契約・交換・指令・命令・協同をめぐる機能面に、それは強くかかわっている。

制度は、社会の各構成主体の行動の場を指定し、また制度はその適用範囲に基づいて、各主体をその範囲の内にある者と外にある者とに区分する。社会を構成する主体は、制度の指定する行動の場と範囲にしたがって、市場システムの中で経済人として独自の意思決定に基づく行動にでることを選んだり、あるいは、非市場システムの場合において、社会的取決めによる集団ルールに基づく行動に従ったりする。こうした機能面との関連を、与件および規範、制度および組織の側面にかかわらせて重視したいというのが本書の見方である。

3) こうした特定対象面にそくした主要テーマとその分析例の展望には、ポズナー R. A. Posner, "The Economic Approach to Law," *Texas Law Review*, vol. 53, May 1975, 参照。

4) わが国における法の経済分析の領域は、経済法分野を別とすれば、まだ緒についたばかりといえようが、その問題状況を知るには、特集「法と経済」『季刊現代経済』24号、1976年9月、参照。また、法学者の側からみた経済学の考え方に対する考察は、平井宜雄「法政策学序説」『ジュリスト』613号-622号、1976年6月-10月。なお、以下の展開は、上記『季刊現代経済』特集集中の拙稿「近代市民法と現代の経済機構」を随所で利用している。

5) T. Parsons and N. J. Smelser, *Economy and Society*, London, Routledge & Kegan Paul, 1956(富永健一訳『経済と社会』岩波書店, 1958-59年)。

〔2〕市場機構と近代市民法思想

生身の人間が社会の中で、喜怒哀楽の情をもって日々の暮らしと社会生活を営んでいるとしても、人と人との間を規定するゲームのルールは、個人の主観から離れた抽象次元で設定される。だが、その抽象度が高すぎて、現代の新しい問題に対応しきれなくなるとき、抽象のレベルそのものの吟味が必要とされるようになる。

現代社会の制度的な基本支柱の一つである近代市民法の原則は、人はすべて自由かつ平等だというにあるが、そこでの「人」は、いっさいの具体性が捨象された抽象的な主体である。近代社会における法秩序は、その基底に、個人の国家権力からの解放、個人の尊厳と権利の尊重を根づける積極的役割を担ったが、この個人主義と自由権の基盤は、具体性を持たない一般的抽象的な人の規定のうえに立っていた。個人意思の絶対性も、契約の自由の原則も、当事者間の対等性も、すべてそのレベルのものである。「過失なきところ責任なし」という、今日の公害問題・消費者被害問題と衝突するようになった過失責任の大原則も、この抽象レベルからの産物である。近代市民法を基底に発展してきた今日の法社会は、以下各章で具体的に示すように、環境利用、消費者取引、巨大組織体と個の取引関係などの諸側面で、明らかに現代社会の実態にそぐわぬ程度を強めてきているのである。

他方、市場経済の価格メカニズムもまた、個人主義と自由権に支えられたものである。それは、このメカニズムに、私人による人為的な操作と介入が加えられぬという前提のもとで、また、取引の当事者双方が対等の立場に立つことを想定して、この二大前提のもとで社会的に容認されてきたはずのものである。二大前提がみたされるとき、次の帰結が期待されてきた。すなわち、市場の需給を忠実に反映した価格の自由な上がり下がりとは、(イ)財・サービス・資源について、そのうちの何が希少で何が希少でないかを人々に教え、また何が高コストを要し何が低コストで生産可能か、あるいは、それらの変化がどう進行しているか、これらの情報を入々に与える。そして、(ロ)価格というシグナルに統一・結集されるこれらの情報が、それぞれの主体に、合理的な行動への指針

を示しインセンティブを与える。(ハ)その結果として、社会全体としての需要と供給は価格の変動によって調整され、社会的に効率的な資源配分を導くように経済を運行させるはず、とされてきたのである。ところが、このような経済運営を保証する条件として想定されてきた既述の二大前提そのものが、ともに満たされない度合を急増させてきたのが、現代の問題状況といえる。

しかも、この経済の大前提と前記の法制の大前提とは、相互に表裏の関係に立つ側面を持っていることを認識することが重要である。

近代市民法原則にみる人の概念規定とまったく対応的に、伝統的経済学が分析上の単位としてきた「経済人」(ホモ・エコノミクス)の想定の扱い方にも、法と経済との基本想定の表裏一体性がみえる。経済人の発想は、個人をもって社会的・歴史的な立場や条件からは切り離されたところの、経済計算だけで選択を行う抽象的一般的な主体とみる基礎前提に立脚する。近代の法思想および経済思想に共通している主体の扱いは、行動主体の「立場の互換性」である。かつての小商品生産の社会においては、今日の買手は明日の売手であるという立場の互換性が存在し、そのことが、主体間の等質性・対等性を、分析上、実質的に保証することを可能とさせてきた実体的背景であった。この発想法を、現代の産業社会にそのまま慣行的に投影させてきた伝統的な法理論および経済理論の物の見方こそ、まさに問い直され、組織的な再検討を要請されているものにほかならない。約言していえば、近代市民法原則への修正、および市場経済自律性原則への修正が、両者関連的に吟味され体系づけられることが、現代に課せられた模索の方向といえよう。

ただしこの場合、錯覚してならないのは次の点である。つまり、法と経済とのかような抽象的一般的前提への再吟味が、直ちに生身の人間そのものの導入につながると考えてはならない。第一に、本来、法秩序がもつ意味は、特定の具体的状態を生み出すことにあるのではなくて、匿名的なルールをそれが課すところにある。そのもとでの個別具体的な事象は、個々の場合における個々人の問題として、個々人に委ねられる。法秩序が要求する抽象的性格は、普遍的に適用されるそのルール性にあるのである。したがって、法における「人」の